

「2015年 生きもの育む田んぼの稲づくり塾」募集要項

塾申込手順について

- ① 下記の「受講の前提となる規約」の記載内容に従って、講義と実習に参加可能なことを確認して下さい。
- ② 別紙「2015年 生きもの育む田んぼの稲づくり塾の申込書」に必要事項を記入して下さい。
- ③ 記載した申込用紙を、主催者へ郵送もしくはFAXにて送信して下さい。
- ④ 申込書の記載内容が審査され、問題がなければ、入塾手続、入会金、講習費用の案内が送付されます。
- ⑤ 案内の指定口座へ入会金と講習費用のお振り込みの手続をお願いします。
- ⑥ 入金確認後、集合場所、事前の準備事項、塾生番号などが記載された書類が送付されます。

受講の前提となる規約

1. 【開催期間】
「2015年 生きもの育む田んぼの稲づくり塾」の開催期間は、2015年1月24日（土）に初日を向かえ、2015年11月08日（日）に開催される、収穫祭&修了式までの期間とします。
2. 【講習及び実習中の傷害や賠償責任リスクへの対応】
申込者（受講者）は、「傷害保険に加入し、傷害に対する保証を受けられる方」に限定しています。
可能であれば、責任賠償保険が特約で付加される傷害保険に加入することをお勧めします。
3. 【免責の同意】
講習および実習中の事故は各自の責任になります。
講習や実習の際は十分に配慮し、「事故に遭わない」、「事故を起こさない」を心がけて受講して下さい。
万が一、事故があった場合でも、主催者、協力者及び講師は補償できませんので、予めご了承ください。
4. 【受講の許可と申込本人以外の受講の禁止】
受講が許可されるのは、申込書に記載された申込者本人に限定されます。
申込本人以外の参加および代理受講は、如何なる理由があろうとも固くお断りしています。
年間を通して、受講する目処が立たない方はSPOTでの受講を強くお勧めします。
5. 【講習や実習日程の厳守】
主催者が計画した日程および追加で提示される作業日程に限って、所定の講習の受講や実習への参加が許可されます。それら以外の日程に、許可無く施設に立ち入ったり、作業したりすることは固くお断りします。
6. 【秩序ある受講態度の要請】
主催者、協力者及び講師の指導に従い、秩序ある態度で講習や実習に臨むことを要請します。
受講中に主催者、協力者、講師および他の参加者に不快感を与えるなどの行為が認められ、その行為が不適切であると判断された場合は、受講を中止していただくことがあります。この場合、「塾の継続が困難な場合の対応」と同等の対応にて、相互の全ての権利と義務を放棄するものこととします。
7. 【田んぼの見学や協力農家へのコンタクトの制限】
了承を得ずに田んぼを見学したり、協力農家に直接連絡を取ったりすることを固くお断りいたします。
田んぼの見学や協力農家へのコンタクトが必要な場合は、必ず主催者に事前に了承を得ることとします。
8. 【器物破損等の賠償責任や他人に対するケガ等の損害賠償責任】
故意または過失の如何に関わらず、貸し出した道具や農機具および利用する施設などの損壊については各自に賠償責任が、また、他人に対するケガ等については各自に損害賠償責任あるものとしてします。
9. 【取材と撮影およびそれらの使用の同意】
生きもの育む田んぼでの稲づくりの仲間を増やし、認知度を高める目的での取材や撮影、また、関連する団体の広報を目的とした撮影写真や映像の利用許諾に同意するものとしてします。
10. 【ビデオ撮影の禁止】
許可なくビデオ撮影することを、固くお断りします。ビデオ撮影の行為が確認された場合は契約違反と見なし、即座に退席していただくと同時に、全ての権利を放棄していただきます。
11. 【撮影写真、録音した講義内容の利用制限】
写真の撮影、講義の録音は良識の範囲で行い、受講者個人が使用する目的に限定して許可されます。
また、許可なく写真や講義の具体的な内容をインターネット等のメディアや印刷物等で公開することを、固くお断りいたします。

「2015年 生きもの育む田んぼの稲づくり塾」募集要項

12. [集合時間の厳守]
集合場所への集合時間は厳守し、参加が難しい場合は速やかに、遅れる場合は集合時間前までに連絡するものとし、当日、遅れた場合、塾が開催されている場所までの移動は、各自の責任になります。
13. [日程変更の可能性]
日程は、気象条件や講師の都合により、変更になる場合があります。
その場合は、次回に補講内容を盛り込むもしくは、補講日を再設定することがあります。
14. [塾の継続が困難な場合の対応]
主催者の体調不良や天変地異などの予測不可能な事態にて、同塾の継続が難しくなった場合、受講費用の8%相当額に開催済み塾日数を乗算した金額を納付済み受講費用から差し引いた金額が返済された段階で、相互の全ての権利と義務を放棄することとします。
15. [SPOT受講の制限]
SPOTにて通年受講した場合であっても、修了証は授与されません。
16. [研究塾生、研究塾生SPOT]
研究塾生および研究塾生SPOTは、同稲づくり塾を修了された方で、更に探求されたい方を対象にしています。
17. [年間受講者の特典]
年間受講者は、入塾した翌年に同等の塾が開催されている場合に限り、未受講月分を受講することが可能です。但し、入会金の有効期限が満了後は、入会金を別途納め、継続して受講する旨の届けが必須になります。また、受講条件や規約は、受講年の募集要項およびパンフレットの記載事項が優先します。
18. [講習時に配布される資料]
参考資料が必要に応じて配布されますが、配布当日に受講している塾生に限定して配布されます。
理由の如何に関わらず、未受講月に配布された資料の要求はできません。次年度の該当月に参加して、相応の資料を入手していただくことになります。但し、次年度の該当月の塾日に参加することが難しい場合は、次年度の該当月の受講権利を放棄することを前提に、お渡しすることがあります。
19. [修了証授与の条件]
塾開催日の8割以上を受講された年間受講者(一般塾生、同伴塾生、研究塾生)には修了証が授与されます。
2015年の場合、収穫祭と自由参加日程を除く、塾開催日(14日間)中、11日以上のお出席が条件になります。
20. [協力者および施設周辺住民への配慮の要請]
協力者や講習および実習施設の周辺住民の生活、プライバシー、田畑の生産活動などに十分配慮し、気配りある態度での対応を要請します。
21. [誠意ある協議の要求]
同規約の想定外の問題が生じた場合、相互の当事者は誠意を持って解決するために協議するものとし、相互の当事者のみでの解決が難しいと判断された時は、受講を中止していただくことがあります。この場合、[塾の継続が困難な場合の対応]と同等の対応にて、相互の全ての権利と義務を放棄するものこととします。
22. [想定外の問題への対応]
想定外の問題が発生し、塾の運営に支障があると判断された場合、追加の規定の内容説明を告知後、新たな規定を追加することがあります。
23. [主催、協力および連絡先]
主 催 : はらっぱ・ラボ (入請外 憲市)
実施場所 : 阿蘇郡南阿蘇村の田んぼ、はらっぱ・ラボ、育苗ハウス
連 絡 先 : 〒869-1411 熊本県阿蘇郡南阿蘇村河陰4486-19
 keitai 090-1194-0361 fax 0967-67-3278
 email k.iriukemasu@gmail.com

以上